

## 実質公債費比率

2006年度から地方債許可制度が協議制度に移行した。このために従来の公債費比率や起債制限比率に代わり、実質公債費比率という新しい比率で起債制限等を行うこととされた。地方財政法施行令の改正、および起債許可方針に代わる「地方債同意等基準」で示すという形で行われる。実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模（別項）を置いて求める。

従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道や交通など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費を参入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることである。

この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされている。すなわち、許可制度がかなり広範に残ることになる。また25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。初年度の06年度の場合、北海道、長野県、兵庫県、岡山県が許可団体。政令市のうち仙台、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸、広島、福岡が許可団体。

この許可団体は「公債費負適正化計画」を自主的に策定することが求められる。

$(A+B) - (C+D) / E - D$  が算式である。この3年度間の平均値をとる。

ここでAは地方債の元利償還金（繰り上げ償還等を除く）

Bは元利償還金に準ずるもの

Cは元利償還に充てられる特定財源

Dは普通地方交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金

Eは標準財政規模

また実質赤字が一定規模以上の赤字団体も「早期是正措置」として地方債の発行に許可が必要となった。単年度の標準財政規模に対する赤字が都道府県で2.5%以上、市町村10%以上の団体は許可団体とされ、「地方債同意等基準」に基づき「財政健全化計画」を提出することが求められる。

Copyright© 2001-2005 Masaru Sawai All Rights Reserved. .